

安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案公募実施要領

1. 事業提案公募の趣旨

安芸高田市では、平成 29 年 3 月末に廃止した安芸高田少年自然の家の施設等について、移住・定住の促進及び地域の活性化と振興発展に資する利活用に向け、本要領に基づき、提案者自らが実施する事業提案を広く公募するものです。

2. 事業提案の諸条件

(1) 応募資格

本事業提案に応募できるものは、個人、団体又は企業を問いませんが、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- イ 本市の指名停止を受けているものでないこと。
- ウ 事業提案期間において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- オ 公租公課を滞納していないものであること。

(2) 共同事業体としての参加

複数の事業者で構成する「共同事業体」として参加するときは、次のことに留意してください。

- ア 共同事業体の代表者は、「(1) 応募資格」の全ての要件を満たしていること。
- イ 共同事業体の構成員は、「(1) 応募資格」の全ての要件を満たしていること。
- ウ ア、イを踏まえ、共同事業体委任状【様式 10】によりその代表者を定め、代表者は本市と共同事業体との意思伝達を行うこと。
- エ 共同事業体の代表者は、本事業提案に参加するために必要な書類を提出すること。
- オ 本事業提案の契約は、共同事業体の代表者を契約相手とする。

(3) 貸付対象施設

施設及び土地を貸付対象施設とします。（詳細は 3 頁）

貸付は一括貸付を原則としますが、提案内容により一部貸付も認めます。

(4) 事業提案に当たっての条件等

当該施設が吉田中心部の郡山城跡に位置していた宿泊施設であったことを踏まえ、移住・定住の促進及び地域の活性化と振興発展に貢献できる事業であり、地域の要望に即した活用であることとします。別紙1「安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る検討委員会からの意見書」を参考にし、施設が有する機能を積極的に活用してください。

① 事業提案に求める事項

ア 事業者が行う主たる機能は、宿泊施設を中心とした観光交流施設を基本とすること。

※ 別紙1「安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る検討委員会からの意見書」の中にある付加を検討していただきたい機能については、実現することが可能な内容があれば、事業計画に盛り込んでいただくことをお願いします。

イ 地域との協調・連携が可能であり、地域住民に親しみを持ってもらえる事業であること。

ウ 事業の継続性が高いこと。

(5) 事業提案として認められないもの

次のいずれかに該当する事業提案は認めないものとします。

ア 公序良俗に反する事業

イ 犯罪行為、又は犯罪行為に加担することとなるおそれのある事業

ウ 暴力団が関与し、又は暴力団に便宜を供与するおそれのある事業

エ 周辺環境を著しく害すると認められる事業

オ 特定の政治活動、又は宗教活動の用に供する事業

カ その他施設等の利活用として適当でないと認められる事業

(6) 事業期間

提案事業は5年以上実施することを原則とします。

※これに反した場合は、契約を解除し、原状回復してもらう場合があります。

(7) 適正な維持管理

事業者は、地域の環境に配慮するとともに、貸付対象施設の適正な維持管理に努めてください。

(8) 法令等の遵守

提案事業の内容によっては、建築基準法及び消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、関係法令や条例、市の指導を遵守してください。なお、法的手続きに要する費用等は事業者の負担となりますので、関係法令を十分理解したうえで応募してください。

法令との関係性 一部紹介

都市計画法と建築基準法による制約	解 説
<p>建築できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、物品販売店舗、飲食店、銀行など）以外の店舗 ●事務所 ●遊戯施設・風俗施設 ●倉庫業の倉庫 	<p>昭和 55 年に自然の家周辺は、都市計画法により第一種中高層住宅地域に指定されており、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域であることから、建築基準法で同地域に建築できる建物用途が規制されている。法によれば、ホテル・旅館は建築できないが、少年自然の家は宿泊施設として、既存不適格建築物になるものの、指定前の建築物であることから、既得権が認められ、ホテル・旅館としての継続使用や一定の範囲内での増改築が認められている。</p>

新耐震基準	解 説
<p>新耐震基準を満たしていない</p>	<p>昭和 56 年に耐震基準が大きく改正され、現行の新耐震基準となっている。少年自然の家の各施設は、昭和 47 年に建築されているので、新耐震基準を満足していない。</p>

(9) 実地調査

事業者の義務履行状況等を確認するために、使用状況の実地調査や事業報告を求めることがあります。

3. 貸付対象施設の詳細

<安芸高田少年自然の家>

- (1) 休止年月 平成 29 年 3 月
- (2) 住 所 安芸高田市吉田町吉田 406 番地（都市計画区域）
- (3) 建 物 青少年教育施設（宿泊施設）

区分	面積	構造	建築年月
本館	1762.48㎡	鉄筋コンクリート 2 階	昭和48年 3 月
三角棟	405.82㎡	鉄筋コンクリート 2 階	昭和48年 3 月
体育館	867.00㎡	鉄筋コンクリート 1 階	昭和49年 5 月
付帯施設			

- (4) 敷地面積 12,454 ㎡
- (5) 備 品 必要なものは活用していただき、不必要なものは市で処分します。

4. 貸付に関する事項

(1) 貸付使用料

① 建物

無償による貸付とします。

※維持管理に伴う光熱水費や燃料費、設備点検費用等は事業者の実費負担です。

② 土地

無償による貸付とします。

③ 備品

無償による貸付とします。

※備品の維持・更新費用等は事業者の実費負担です。

(2) 貸付期間

貸付期間は契約日より5年とし、期間終了後には更新できるものとします。

(3) 事業者の費用負担

① 契約に要する費用は、事業者の負担となります。

② 貸付対象施設の維持管理に要する費用は、事業者の負担となります。

③ 利用にあたって必要な貸付対象施設の改修（利用目的によっては、関係法令に対応した設備改修が必要となる場合があります。）に係る費用は、原則として事業者の負担となります。

なお、施設の改修を行う場合は、事前に市の承認を受けなければなりません。

④ 貸付対象施設の改修を行うにあたっては、国史跡指定による制約等を遵守していただきます。

国史跡指定による制約関係の県や国との窓口は、安芸高田市教育委員会生涯学習課となるため、事業者は生涯学習課と密に連携を図ってください。

国史跡指定による制約・条件等	解 説
<ul style="list-style-type: none">● 転用、増改築については、県・文化庁との都度協議が必要。● 外観の大幅変更は認められない。● 掘削を伴う工事は基本的にできない。但し、既存の水道管等ライフラインの埋め直しは可能。● 敷地内への新築物はできない。	少年自然の家の敷地（冒険の国エリアは除く）は、「御里屋敷跡」ではということで、昭和63年に施設毛利氏城跡として、国史跡に追加指定されている。このため、当時策定した保存管理計画にも、「以後の増築改築は原則として認めない」と明記されている。よって、史跡範囲内として不適切な外観の変更や、新たな掘削を伴う工事は認められず、改修事項は都度県・文化庁との協議が必要となる。尚、平成19年当市への譲渡後の改修工事においてもこの条件の元に実施している。

- ⑤ 利用期間中における破損等に係る修繕費用は、事業者の負担となります。
- ⑥ 敷地に存在する施設、工作物及び樹木等の撤去等に係る費用は、原則としてすべて事業者の負担となります。
 なお、施設、工作物及び樹木等を撤去する場合は、事前に市に承認を受けなければなりません。
- ⑦ 貸付期間を満了した時及び施設等の使用を中止する場合は、速やかに原状に回復して返還していただきます。ただし、市長が認めた場合は、その限りではありません。

(4) 権利義務の譲渡等の禁止

施設及び土地の使用に係る権利又は義務について、第三者への譲渡、継承及び貸与は禁止します。

5. 今後のスケジュール

①実施要領の配布及び資料の閲覧	平成 29 年 12 月 25 日(月)～平成 30 年 2 月 9 日(金)
②参加希望表明書の受付期間	平成 29 年 12 月 25 日(月)～平成 30 年 2 月 9 日(金)
③質問書の受付期間	平成 30 年 1 月 9 日(火)～平成 30 年 1 月 26 日(金)
④現地見学会の申込期限	平成 30 年 1 月 10 日(水)
⑤現地見学会	平成 30 年 1 月 16 日(火)
⑥質問に対する回答	平成 30 年 1 月 31 日(水)
⑦事業提案書類の受付期間	平成 30 年 2 月 19 日(月)～2 月 23 日(金)
⑧応募資格審査の結果通知日	平成 30 年 3 月 2 日(金)
⑨事業提案審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	平成 30 年 3 月中旬
⑩利活用候補者選定	平成 30 年 3 月下旬
⑪協定締結	※平成 30 年度
⑫各種手続き	※平成 30 年度
⑬建物及び土地の貸付契約締結	※平成 30 年度

※⑪～⑬については予定です。各種手続等の進捗状況によっては遅れる場合があります。

6. 関係資料の配布・閲覧

(1) 実施要領の配布

① 配布場所

地方創生推進課にて配布します。また、市のホームページからもダウンロード可能です。

(URL <http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/chihouseisei/u933/x191/>)

② 配布期間

平成 29 年 12 月 25 日（月）～平成 30 年 2 月 9 日（金）まで

※土・日曜日、祝日は除く。配布時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 関係資料の閲覧

安芸高田少年自然の家の配置図等について、上記の実施要領の配布期間中に閲覧することができます。閲覧を希望の場合は、事前に地方創生推進課へ連絡してください。

7. 参加希望表明書の提出

(1) 提出書類

①参加希望表明書【様式 7】

(2) 提出等

① 提出期間 平成 29 年 12 月 25 日（月）から平成 30 年 2 月 9 日（金）

※土・日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

② 提出場所 安芸高田市企画振興部地方創生推進課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

安芸高田市役所 2 階

③ 提出部数 1 部

④ 提出方法 持参又は郵送（FAX 又は E-mail での受付はいたしません。）

(3) その他

① 参加希望表明書を提出していない方からの質問には、回答しない場合があります。

② 参加希望表明書を提出していない方からの事業提案書類は受け付けません。

8. 事業提案公募に係る質問及び回答

(1) 質問の方法

質問は、質問書【様式 8 号】により FAX 又は E-mail にて事務局へ送付してください。

なお、FAX 又は E-mail 以外での質問の受付はいたしません。

(2) 質問書の受付期間

平成 30 年 1 月 9 日（火）から平成 30 年 1 月 26 日（金）午後 5 時 15 分まで

(3) 質問に対する回答

① 全ての質問と回答をとりまとめたうえで、平成 30 年 1 月 31 日（水）に市ホームページにて公表します。

- ② 回答の公表をもって、本要領の修正又は追加として本要領と同様に扱うものとします。
- ③ 回答に当たって質問を行った事業者名等は公表しません。また、単なる意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

9. 現地見学会の実施

- (1) 申込期限 平成30年1月10日(水)午後5時15分まで
- (2) 実施日時 平成30年1月16日(火)午後2時から午後4時まで
※申し込みがないときは、実施しないものとします。
- (3) 集合場所 安芸高田少年自然の家 正面玄関前
- (4) 内 容 安芸高田少年自然の家の見学(カメラ等による撮影可)
なお、当日は、施設に関する質問についてのみ対応します。
※事業提案公募に係る質問については、上記8に示す方法により対応しますので、見学会での質問は受け付けません。
- (5) 申込方法 参加を希望する場合は、現地見学会参加申込書【様式9号】に必要事項を明記の上、FAX又はE-mailにて事務局へ送付してください。
なお、FAX又はE-mail以外での申込の受付はいたしません。

10. 事業提案書類の提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書【様式1】、共同事業体委任状【様式10】
 - ② 事業者の概要【様式2】
 - <添付書類>
 - ・定款、規約、会則等その他これらに類する書類の写し
 - ・都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(滞納がないことを証する書面で、発行後3ヶ月以内の原本)
 - ・法人または個人によって、それぞれ下記の書類の添付が必要となります。
 - [法人] 登記事項証明書、前年度の決算書(貸借対照表、損益計算書、附属明細書等を含む。)
 - [個人] 身分証明書、前年度分の確定申告書(附属明細書等を含む。)の写し
 - ※任意団体は、規約や決算書など「法人」に準じてください。
 - ・代表者及び役員等名簿
事業者から暴力団等を排除するため、必要に応じ申請情報を警察署等へ照会することがあります。
 - ・団体等紹介パンフレットなど
- その他必要と認める場合、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

- ③ 事業提案書【様式3】
- ④ 事業提案に求める事項に関する提案書【様式4】
- ⑤ 提案事業の行程計画【様式5】
- ⑥ 収支計画書【様式6】

(2) 提出期限等

- ① 提出期間 平成30年2月19日(月)から平成30年2月23日(金)
※土・日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 提出場所 安芸高田市 企画振興部 地方創生推進課 定住促進係
〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791
安芸高田市役所2階
- ③ 提出部数 様式1、様式10、様式2・添付書類、様式3、様式4、様式5、
様式6 各10部(正本1部、写し9部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送(FAX又はE-mailでの受付はいたしません。)

(3) 応募に関する留意事項

- ① 提出された応募書類の内容を変更、修正することはできません。
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合、応募資格を偽った場合は失格とします。
- ③ 提出された応募書類は、返却いたしません。また、応募書類を公開する場合があります。
- ④ 申請後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出してください。
- ⑤ 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- ⑥ 利活用候補者の選定にあたり、必要に応じ追加書類の提出を求める場合があります。

11. 利活用候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

提案内容について審査するため、「安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置します。

(2) 応募資格の審査

事務局において、本要領に基づき、応募資格への適合の可否についての書類審査を行います。

なお、審査結果については、参加表明書提出者全員に対し、郵送にて通知します。

(3) 提案事業のプレゼンテーション及びヒアリング

- ① 応募資格審査を通過した事業者の提案事業について、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。
- ② 会場、日時、留意事項等については、応募資格の審査後に別途通知します。
- ③ 参加しない場合は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとします。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

(4) 提案事業の審査

- ① 提案内容については、審査委員会がプレゼンテーション及びヒアリングを経て、別紙2「安芸高田少年自然の家施設等の利活用にかかる事業提案評価要領」により審査します。
- ② 委員会において、提出された提案が適格でないと判断した場合には、利活用候補者を選定しない場合があります。
- ③ 審査は非公開とし、審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては、一切受け付けません。

(5) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、事業者全員に通知します。
- ② 施設を開設するまでの間に、利活用者となることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、利活用候補者としての資格を取消すことがあります。
- ③ 利活用候補者としての決定を受けられないことによって生じる一切の損害や賠償等については、市は責任を負いません。

12. 協定の締結

市は、利活用候補者と施設等の貸付に必要な協議・調整をした上で、協定を締結します。

なお、利活用候補者との交渉が整わない場合、又は利活用候補者の資格を取消した場合は、提案事業の審査で順位付けした事業者の順に交渉を行います。

13. 地元説明会

市と協定を締結した事業者は、提案事業の内容について、地域住民等への説明会を開催するものとします。開催日時及び場所等については、市と協議を行うものとします。

14. 契約の締結

(1) 契約

市有財産の貸付契約の締結には、財産処分に係る関係省庁の承認等の事務手続きが必要

になります。

市と事業者は、協定に基づき詳細を協議・調整した上で、市有財産の貸付契約を締結します。なお、貸付料は、提案内容を踏まえ、協議し決定するものとします。

承認等が得られなかった場合は、契約を締結しない場合があります。また、承認等の事務手続により、スケジュールが変更になる場合があります。それらの場合においては、市はそれに伴って生じる一切の費用及び損害を補償しません。

(2) 契約の解除

利活用者が契約内容に違反したとき、応募資格を満たさなくなったときは、当該貸付契約を解除します。

15. その他

- ① 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- ② 事業実施事業者に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関を確認のうえ、応募してください。
- ③ 事業内容によっては、施設・設備についての建築基準法、消防法等に基づく許可や各種手続き等が必要になる場合があります。許可申請手続き等は事業者の負担となります。
- ④ 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従ってください。

16. 担当

安芸高田市 企画振興部 地方創生推進課 戸田

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

TEL0826-42-2124 FAX0826-42-4376

E-mail chihouseusei@city.akitakata.jp

【別紙 1】

安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る検討委員会からの意見書

安芸高田少年自然の家を、移住・定住及び地域の活性化に資する施設として民間活力による施設改修・施設運営によって利活用するため、これまで5回の会議を開催し、市民としての利活用ニーズについて検討しました。

1. 利活用の方向性

- 宿泊施設として長年活用されてきた施設であるため、今後も宿泊施設として活用したい
- 郡山城跡に隣接しているという付加価値、吉田中心部という立地を活かしたい
- 国史跡郡山城跡として課されている制約を遵守しなくてはならない

2. 利活用の意見

【主たる機能】

- ◆ 宿泊を中心とした観光交流施設

【付加を検討していただきたい機能】

- ◇ 飲食機能（カフェ など）
- ◇ 観光機能（郡山城跡ガイド拠点、お土産販売所 など）
- ◇ 子育て機能（子どもの遊び場、子育て世代が集まる場所 など）
- ◇ 企業機能（市内企業共通の独身寮、若手のシェアハウス など）
- ◇ 体験機能（子ども郷土環境学習への場の提供 など）
- ◇ スポーツ機能（グラウンドゴルフ など）
- ◇ 自然満喫機能（公園ゾーン、ペットふれあいゾーン など）

【別紙 2】

安芸高田少年自然の家施設等の利活用にかかる事業提案評価要領

1. 評価基準

評価項目	評価にあたっての視点	配点
提案事業のコンセプトについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実現性 ・ 提案内容の将来性・独自性 ・ 事業運営の体制・進め方 ・ 事業への取組意欲 	20 点
施設の利用計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用の有効性 ・ 施設の配置計画・全体の動線計画 ・ 施設の維持管理・修繕計画等継続利用への配慮 	10 点
提案事業の行程計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業スケジュールの妥当性 初期投資に係る調査・設計・改修等の工程 利用開始後の工程 	10 点
地域活性化や地域との協調・連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化への方策の実現性 ・ 地域への波及効果 ・ 地域との協調関係の構築 ・ 地域行事・地域活動等との連携方策 	10 点
提案事業の継続性について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営の継続性 ・ 提案事業の採算性 ・ 事業者の安定性・経験・支援体制について 	20 点
合計		70 点

2. 審査の方法

- ① 最高点を付した審査委員の数が一番多い事業者を利活用候補者とします。
- ② 最高点を付した審査委員の数が複数であったときは、評価点の合計点数の高い事業者を利活用候補者とします。
- ③ 参加申込者が 1 社の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められるときは、その事業者を利活用候補者とします。

【様式1号】

参加表明書

安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案公募実施要領の参加資格を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

安芸高田市長 浜田 一義 様

[申込者（代表者）] 所在地 〒

商号又は名称

代表者名

印

[共同事業体] 所在地 〒

商号又は名称

代表者名

印

[連絡担当者] 所属・役職

氏名（ふりがな）

電話番号

FAX番号

E-mail

【様式 2 号】

事業者の概要

[提案者：代表者]

商号又は名称				
代表者名				
住所又は所在地	〒			
本事業提案を担当する支社・営業所名及びその住所 ※本社のときは記入不要				
設 立 年 月 日		従 業 員 数	人	
資 本 金	千円	売 上 高 (直近決算額)	千円	
ホームページ	https://			
主な事業内容				
同様の業務の実績	(工事名称、発注機関、設計主旨、工事の概要等を記載)			
財政状況 (単位：千円) ※直近の3年度分を記入	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累積損益			

事業者の概要

[共同事業体：構成員]

商号又は名称				
代表者名				
住所又は所在地	〒			
本事業提案を担当する支社・営業所名及びその住所 ※本社のときは記入不要				
設 立 年 月 日		従 業 員 数	人	
資 本 金	千円	売 上 高 (直近決算額)	千円	
ホームページ	https://			
主な事業内容				
同様の業務の実績	(工事名称、発注機関、設計主旨、工事の概要等を記載)			
財政状況 (単位：千円) ※直近の3年度分を記入	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累積損益			

注. 構成員ごとに記載すること。

①事業全体のコンセプトに関する提案

[要点] (簡条書き)

[本文]

※ 提案のコンセプト（旧施設等の利活用に関する事業の実施方針及び事業計画等）について、特に以下の事項に留意して、できる限り詳細に記載してください。

- ・提案事業の実現性
- ・提案内容の将来性・独自性
- ・事業運営の体制・進め方
- ・事業への取組意欲

※ 提出資料は、A3版2枚以内、若しくはA4版4枚以内にまとめてください。

【様式3】②

②施設の利用計画に関する提案

[要点] (箇条書き)

[本文]

- ※ 施設利用の全体イメージについて、特に以下の事項に留意して、できる限り詳細に記載してください。
- ・施設利用の有効性
 - ・施設の配置計画・全体の動線計画
 - ・施設の維持管理・修繕計画等継続利用への配慮
- ※ 平面図（スケッチ・パースなど）などの空間構成がわかるものがあれば添付してください。

※ 提出資料は、A3版2枚以内、若しくはA4版4枚以内にまとめてください。

【様式 4】

事業提案に求める事項に関する提案書

①移住・定住及び地域活性化に関する提案

[要点] (簡条書き)

[本文]

※ 移住・定住の促進及び地域活性化の考え方（実施要領「(4) ①事業提案に求める事項－ア 主たる使用目的、イ 付随する機能、ウ 検討委員会の提案事項」について、特に以下の事項に留意して記載してください。

- ・地域活性化への方策の実現性
- ・地域への波及効果
- ・その他、地域資源の活用方法や地域の魅力を創出する工夫など

※ 提出資料は、A 3 版 2 枚以内、若しくは A 4 版 4 枚以内にまとめてください。

【様式4】②

②地域との協調・連携に関する提案

[要点] (箇条書き)

[本文]

※ 特に以下の事項に留意して記載してください。

- ・ 地域との協調関係の構築
- ・ 地域行事・地域活動等との連携方策

※ 提出資料は、A3版2枚以内、若しくはA4版4枚以内にまとめてください。

【様式4】③

③提案事業の継続性に関する提案

[要点] (箇条書き)

[本文]

※ 特に以下の事項に留意して記載してください。

- ・事業運営の継続性
- ・提案事業の採算性
- ・事業者の安定性・類似事業の経験・事業実施上の支援体制

※ 提出資料は、A3版2枚以内、若しくはA4版4枚以内にまとめてください。

※ 提案事業について、事業スケジュールをできる限り詳細に記載してください。
なお、スケジュールについては、初期投資に係る調査・設計・改修等の工程と、利用開始後の工程が区別できるよう記入してください。

【様式6号】

収支計画書

1 目的に応じた利用が可能となるまでの資金計画について

概算事業費（初期投資）

（単位：千円）

項目	金額	備考
合計		

概算事業費の財源内訳（資金調達）

（単位：千円）

項目	金額	備考
合計		

2 利用開始後の年間収支計画

【初年度（ 年度）】

収入

（単位：千円）

項目	金額	備考
合計		

支出

（単位：千円）

項目	金額	備考
合計		

<収支計画2>

【2年目（ 年度）】

収入

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

支出

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

【3年目（ 年度）】

収入

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

支出

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

<収支計画3>

【4年目（ 年度）】

収入

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

支出

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

【5年目（ 年度）】

収入

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

支出

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

【様式7号】

参加希望表明書

平成 年 月 日

安芸高田市長 浜田 一義 様

安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案公募に参加を希望します。

事業者名	所在地	
	商号又は名称	
	代表者役職名	
	氏名	印
応募者の構成 (いずれかに ○を記入)	<input type="checkbox"/>	単独応募 (単独の事業者)
	<input type="checkbox"/>	共同事業体 (複数の事業者により構成されるグループ)
担当者	氏名	
	所属	
	役職名	
	所在地	
	電話	
	FAX	
	メール	

※ 共同事業体で応募される場合は、代表者のみが提出してください。

【様式 8 号】

質 問 書

平成 年 月 日

安芸高田市長 浜田 一義 様

所 在 地
商号又は名称
担当者名
(連絡先)

安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案公募実施要領に関することについて、
次の項目を質問いたします。

No.	質問箇所	質 問 事 項
1		
2		
3		
4		
5		
6		

注) 記載欄が不足する場合には、適宜欄を追加して使用してください。

【様式9号】

現地見学会参加申込書

平成 年 月 日

安芸高田市長 浜田 一義 様

所在地
商号又は名称
担当者名
(連絡先)

安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案公募実施要領に係る現地見学会に、
下記のとおり参加を希望いたします。

記

参加希望者

役職名・氏名	1	
	2	
	3	

【様式 10】

共同事業体委任状

平成 年 月 日

安芸高田市長 浜田 一義 様

[委任者]

所在地 〒

商号又は名称

代表者名

印

所在地 〒

商号又は名称

代表者名

印

私は、下記の共同事業体代表者を代理人と定め、当共同事業体が存続する間、安芸高田少年自然の家施設等の利活用にかかる事業提案について、次の権限を委任します。

[委任者（代表者）]

所在地 〒

商号又は名称

代表者名

印

委任事項

1. 安芸高田市と折衝する権限
2. 本事業提案に係る参加表明書、事業提案書等の提出の権限
3. 本事業提案に関する協約及び貸付契約書の締結の権限
4. 本事業提案に係る貸付使用料の支払いに関する権限
5. 当事業体に属する財産を管理する権限